

## 西宮病態モデル研究センターの運営に関する内規

### (総則)

第1条 この内規は、兵庫医科大学西宮病態モデル研究センター利用細則第25条の規定に基づき、西宮病態モデル研究センター（以下「西宮センター」とする）の運営について定めるものとする。

### (開館日・時間および閉館日)

第2条 西宮センターの開館日・時間および閉館日は次の各号とおりとする。ただし必要により西宮センター長が開館時間を変更または、臨時に閉館することがある。

- 1 開館日および時間：月曜日～金曜日 8：30～17：15
- 2 閉館日：土曜日、日曜日、国民の祝日、本学所定の休日

### (センターへの出入り)

第3条 西宮センターへ出入りできるものは、センターの教職員、西宮病態モデル研究センター利用細則(以下「利用細則」という)第2条第5項で定める利用者、および利用細則第2条第3項で定めるエリア内の点検、工事、清掃等によりセンター内へ出入りを認めたものとする。

- ② 前項以外のものは、運営内規：様式第1号「西宮病態モデル研究センター立入許可願」を2開館日前までに西宮センター長宛に提出し、許可を得るものとする。ただし、利用細則第2条第3項第①から⑤号のエリアに立入らないもの、兵庫医科大学職員の校務によるもの、国、地方公共団体、および学術団体等からの委託等によるセンターの監査、視察等、および非常時についてはこの限りではない。
- ③ 西宮センターへ出入りする際に、第1項以外については、西宮センター長の指示に従い、必要事項を備付の入退記録簿に、記録しなければならない。

### (書面検疫で西宮センター長が指定した機関)

第4条 利用細則第7条第2項の指定機関は以下の各号とする。

- 1 理化学研究所バイオリソースセンター

### (西宮センター内動物移動)

第5条 利用細則第11条第3項の移動が認められるのは以下の各号とする。

- 1 BS飼育室4からすべてのマウス飼育室に移動可能である。

- 2 BS飼育室1、2および3からは、BS飼育室1、2および3、SB飼育室1、3、SB多目的飼育室、0Pエリア、P2Aエリアのすべてのマウス飼育室に移動可能である。
- 3 SB飼育室2からは、SB多目的飼育室、0Pエリア、P2Aエリアのすべてのラット飼育室に移動可能である。
- 4 SB飼育室1および3からは、SB飼育室1、3、SB多目的飼育室、0Pエリア、P2Aエリアのすべてのマウス飼育室に移動可能である。
- 5 0Pエリアの再搬入を除くマウス飼育室からは、0Pエリア、P2Aエリアのすべてのマウス飼育室に移動可能である。
- 6 0Pエリアの再搬入を除くラット飼育室からは、0Pエリア、P2Aエリアのすべてのラット飼育室に移動可能である。
- 7 SB多目的飼育室、0Pエリア再搬入飼育室、P2Aエリア飼育室からの他の飼育室への移動は禁止する。

(事務)

第6条 この内規の事務は、大学事務部において行う。

(改廃)

第7条 この内規の改廃は、西宮病態モデル研究センター運営小委員会及び病態モデル研究センター運営委員会の審議を経て、学長が決定する。

附則

この内規は、2022年4月1日から施行する。

この改正は、2025年9月26日から施行する。